

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するため、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係図面は、公告の日から2週間、下水道計画業務課において一般の縦覧に供する。

2026年（令和8年）4月16日

藤沢市長
鈴木 恒夫

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する年月日	2026年（令和8年）4月20日
排水施設の位置	下水道計画業務課内で関係図面による
下水（汚水）を処理すべき区域	別紙のとおり
終末処理場の名称及び位置	(1) 東部処理区 大清水浄化センター 藤沢市大鋸1500番地 (2) 相模川流域処理区 柳島水再生センター 茅ヶ崎市柳島1900番地
排水施設の合流式又は分流式の別	(1) 東部処理区：分流式（汚水） (2) 相模川流域処理区：分流式（汚水）

以上

(別紙)

下水（汚水）を処理すべき区域

(1) 東部処理区

今田741番4、741番5

(2) 相模川流域処理区

用田543番3、543番4、543番5、543番8、543番9、
543番10、543番15、544番3、544番4、544番5、
544番9、544番10、557番1、557番2、557番4、
557番7、558番3、558番5、558番6、558番7の一部、
779番4

宮原3355番、3356番1、3357番1、3483番1、
3486番2、3492番1、3492番4、3492番6、
3492番7、3492番8、3492番13、3492番14、
3492番15、3492番16、3492番18、3492番20

以上